

## 第5章 介護保険サービス量の見込み及び第1号被保険者保険料

### 第1節 介護保険サービス給付費等の推計

#### 1 推計の考え方

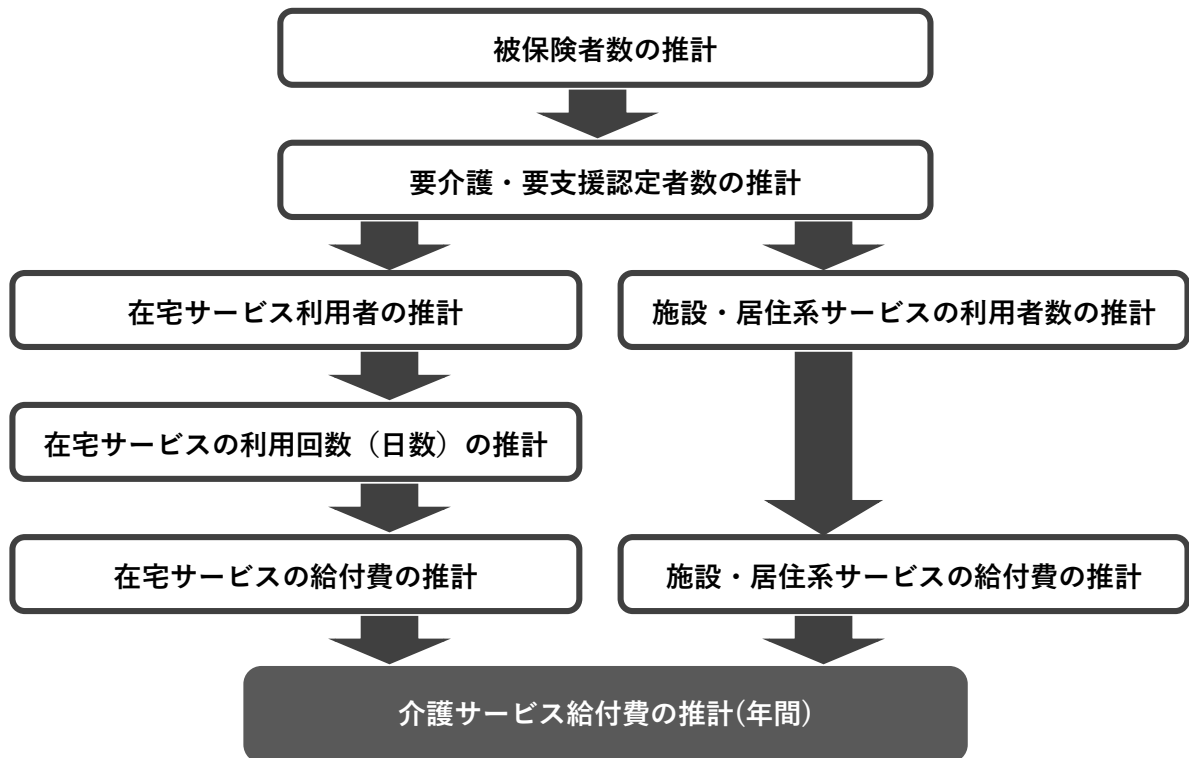
高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、保健医療・介護・生活支援・住まいが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組を更に進める必要があります。

高齢者だけでなく、誰もが今後も住み慣れた地域で、自立し安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。

また、団塊ジュニア世代が高齢期を迎える令和22（2040）年を含む中長期的な視点で多くの高齢者が元気で暮らし続けることができる、健康や介護予防のまちづくりを推進するために目標を定めています。

介護保険法では、介護給付費のうち、利用者負担分を除いた費用の総額を公費（国、道、市）と被保険者（第1号、第2号）の介護保険料で半分ずつ負担することが定められており、事業計画期間中に必要となる介護給付費を見込み、介護保険料を積算しています。

図表 5-1-1 推計の考え方



## 2 介護保険等サービス量の見込み

### (1) 介護給付サービス

#### 【居宅介護サービス】

(利用回数・利用人数・利用日数/月)

		第8期実績 (令和5年度は見込み)			第9期計画			将来 推計
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
訪問介護	回	7,328	6,909	6,537	7,253	7,598	7,945	9,520
	人	380	385	368	400	415	432	524
訪問入浴介護	回	171	156	197	220	226	226	278
	人	35	34	42	47	48	48	59
訪問看護	回	2,151	2,412	2,532	2,816	2,974	3,080	3,684
	人	317	317	304	331	347	360	434
訪問リハビリテーション	回	1,206	1,138	1,219	1,314	1,372	1,429	1,718
	人	112	103	108	116	121	126	152
居宅療養管理指導	人	457	507	540	592	621	649	777
通所介護	回	3,284	3,303	3,508	3,612	3,737	3,880	4,953
	人	385	381	402	415	430	447	569
通所リハビリテーション	回	1,945	1,858	1,927	1,975	2,057	2,119	2,702
	人	278	279	276	285	297	306	390
短期入所生活介護	日	469	300	308	308	334	343	432
	人	51	36	41	41	45	46	58
短期入所療養介護(老健)	日	44	50	36	36	36	36	58
	人	7	7	7	7	7	7	11
短期入所療養介護 (病院等)	日	0	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	日	0	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人	881	891	918	952	991	1,032	1,311
特定福祉用具購入費	人	15	13	15	15	15	17	21
住宅改修費	人	13	12	14	14	14	14	18
特定施設入居者生活介護	人	54	49	58	59	60	112	112

【地域密着型介護サービス】

(利用回数・利用人数/月)

		第8期実績 (令和5年度は見込み)			第9期計画			将来 推計
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	49	54	90	97	100	105	131
夜間対応型訪問介護	人	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回	2,009	2,157	2,411	2,462	2,558	2,660	3,407
	人	240	245	280	286	297	309	396
認知症対応型通所介護	回	361	387	349	349	383	390	502
	人	45	50	43	43	47	48	62
小規模多機能型居宅介護	人	133	135	139	142	146	153	195
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	人	237	235	259	279	297	306	374
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	人	55	50	52	52	52	52	78
看護小規模多機能型居宅介護	人	15	23	82	88	94	99	116

【施設サービス】

(利用人数/月)

		第8期実績 (令和5年度は見込み)			第9期計画			将来 推計
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	人	185	187	197	217	217	277	293
介護老人保健施設	人	213	209	209	230	230	230	303
介護医療院	人	13	17	16	18	18	18	24
介護療養型医療施設	人	5	5	4				

※介護療養型医療施設は設置期限が令和6年3月末までとされており、介護医療院等へ転換されています。

【居宅介護支援】

(利用人数/月)

		第8期実績 (令和5年度は見込み)			第9期計画			将来 推計
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
居宅介護支援	人	1,197	1,201	1,226	1,270	1,320	1,371	1,747

(2) 介護予防サービス

【介護予防サービス】

(利用回数・利用人数・利用日数/月)

		第8期実績 (令和5年度は見込み)			第9期計画			将来 推計
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
介護予防訪問入浴介護	回	1	1	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回	416	339	376	390	395	405	484
	人	80	70	76	79	80	82	98
介護予防訪問 リハビリテーション	回	292	352	346	365	374	384	452
	人	30	39	36	38	39	40	47
介護予防居宅療養 管理指導	人	32	41	43	46	46	48	55
介護予防通所 リハビリテーション	人	168	173	201	205	209	212	261
介護予防短期入所 生活介護	日	3	1	0	0	0	0	0
	人	1	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所 療養介護(老健)	日	1	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所 療養介護(介護医療院)	日	0	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人	405	423	416	421	429	437	538
特定介護予防福祉用具 購入費	人	9	9	8	8	8	8	10
介護予防住宅改修	人	13	13	16	16	17	17	21
介護予防特定施設 入居者生活介護	人	18	20	19	19	20	20	24

【地域密着型介護予防サービス】

(利用回数・利用人数/月)

		第8期実績 (令和5年度は見込み)			第9期計画			将来 推計
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
介護予防認知症対応型通 所介護	回	20	19	17	17	17	17	17
	人	3	2	2	2	2	2	2
介護予防小規模多機能型 居宅介護	人	9	14	16	16	17	17	21
介護予防認知症対応型 共同生活介護	人	1	1	1	1	1	1	1

【介護予防支援】

(利用人数/月)

		第8期実績 (令和5年度は見込み)			第9期計画			将来 推計
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
介護予防支援	人	565	578	589	599	610	620	763

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業

【介護予防・日常生活支援総合事業】

(利用人数/月)

		第8期実績 (令和5年度は見込み)			第9期計画			将来 推計
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
介護予防訪問型 サービス	人	225	225	225	225	225	225	226
訪問型サービス A	人	0	0	0	0	0	0	0
介護予防通所型 サービス	人	468	479	490	502	513	525	493
通所型サービス A	人	3	2	0	0	0	0	0

### 3 介護保険給付費の見込み

(単位：千円)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・介護予防サービス費総額	5,503,808	5,689,407	6,146,466
特定入所者介護サービス	111,872	115,087	117,984
高額介護サービス費	139,721	143,737	147,354
高額医療合算介護サービス費	17,824	18,336	18,797
審査支払手数料	5,095	5,241	5,373
合 計	5,778,320	5,971,808	6,435,974

※端数処理のため、合計が一致していません

### 4 地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	224,117	231,263	238,781
包括的支援事業費・任意事業費	157,387	164,930	173,659
合 計	381,504	396,193	412,439

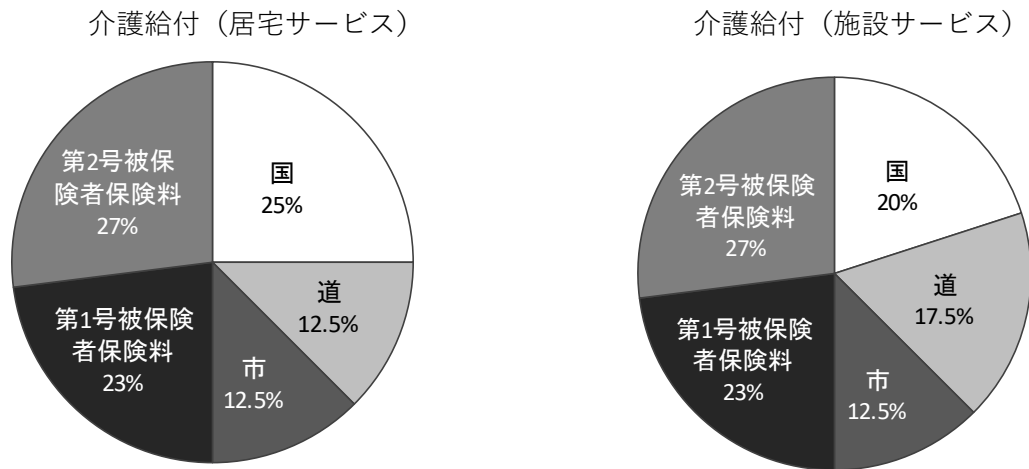
※端数処理のため、合計が一致していません

## 第2節 介護保険料の設定

### 1 財源構成

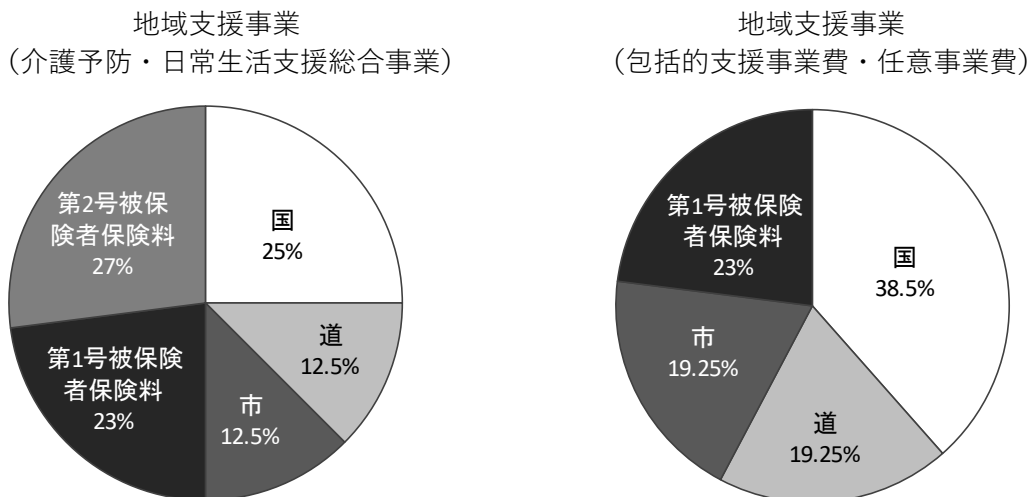
介護給付費（予防給付費を含む）の財源は、50%が国・都道府県・市の公費負担であり、残りの50%が第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料と第2号被保険者（40歳から64歳の方）の介護保険料で構成されます。

第1号被保険者保険料と第2号被保険者保険料の割合は、人口比で按分され、第8期では、第1号被保険者保険料は23%、第2号被保険者保険料は27%と定められています。



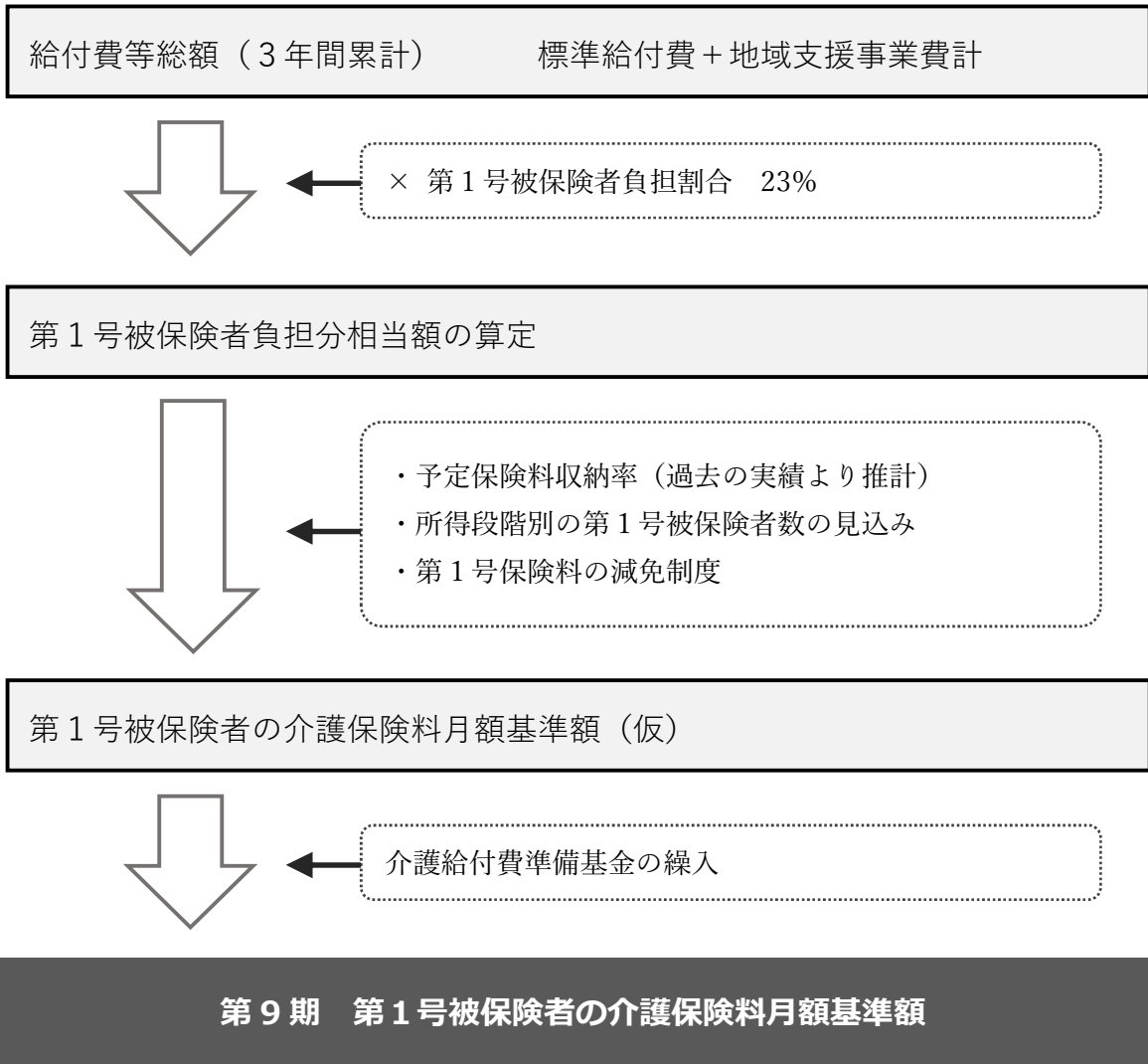
地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業）は、国が定める基準の範囲内で行うこととされています。その財源は、介護予防・日常生活支援総合事業では、50%が国・都道府県・市の公費負担、残りの50%が第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料と第2号被保険者（40歳から64歳の方）の介護保険料で構成されます。

包括的支援事業費及び任意事業費では、第2号被保険者の負担がなくなり、77%が国・都道府県・市の公費負担、残りの23%が第1号被保険者の介護保険料で構成されます。



## 2 介護保険料の算出

第1号保険料の算出は、以下のように行います。





### 3 所得段階別保険料の設定

第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料は、本人、世帯の合計所得金額及び市町村民税の課税状況等により所得に応じた設定を行います。

国では、令和6年度から介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者保険料について、所得段階別の負担設定を13段階に変更することで、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げを図ることとしています。また、令和元年度に消費税率10%への引き上げが行われたことから、その財源の一部を低所得の第1段階から第3段階に該当する方の減額賦課に充填することにより割合を軽減し、保険料の軽減強化を図っています。

保険料段階	第1号被保険者所得段階	割合	年額 (月額)
第1段階	・生活保護を受給されている人 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給されている人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.285	17,100円 (1,425円)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	0.485	29,100円 (2,425円)
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	0.685	41,100円 (3,425円)
第4段階	・本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者がいて、課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	0.9	54,000円 (4,500円)
第5段階	・本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者がいて、課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える人	1.0	60,000円 (5,000円)
第6段階	・本人に住民税が課税されていて、合計所得金額が120万円未満の人	1.2	72,000円 (6,000円)
第7段階	・本人に住民税が課税されていて、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.3	78,000円 (6,500円)
第8段階	・本人に住民税が課税されていて、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	90,000円 (7,500円)
第9段階	・本人に住民税が課税されていて、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.7	102,000円 (8,500円)
第10段階	・本人に住民税が課税されていて、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.9	114,000円 (9,500円)
第11段階	・本人に住民税が課税されていて、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.1	126,000円 (10,500円)
第12段階	・本人に住民税が課税されていて、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.3	138,000円 (11,500円)
第13段階	・本人に住民税が課税されていて、合計所得金額が720万円以上の人	2.4	144,000円 (12,000円)

※保険料段階の第1段階から第3段階は軽減後の割合です。